

# 駐車場緑化助成

駐車場を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和及び良好な環境の創出を図るため、その費用一部を助成する制度です。

## 助成対象者

- ・ 市川市内において駐車場内に5平方メートル以上の面積の緑化施設を設ける者。

※以下は対象外

- ・ 国、地方公共団体、公団その他の公共団体が行う前項に規定する事業。
- ・ 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年12月27日条例第35号）の規定に基づき施行する集合住宅の建築行為。（ただし、同条例に定める割合を超えて行う事業分を除く。）
- ・ 市川市風致地区条例（平成16年3月19日条例第13号）の規定に基づき施行する土地の形質の変更を伴う建築行為。（ただし、同条例に定める割合を超えて行う事業分を除く。）

## 助成条件

助成の回数	1敷地に対して1回限りとする。
期限	申請時に未着工で同一年度内に完了すること。
※緑化施設の整備後は、5年間は良好な状態で管理すること。	

## 助成対象費用及び助成金額

整備される緑化施設面積に下記の表の区分（植栽種別）により算定した額の合計、または助成対象経費（申請者の見積額）の総額に2分の1を乗じて得た額のいずれか小さい額とする<上限50万円>

対象となる経費（植栽種別）	基準助成額
1. 芝・タマリユウ等の地被類	1,000円/m <sup>2</sup>
2. 低木植栽 H=1m未満	1,000円/本
3. 中木植栽 H=1m以上～3m未満	4,000円/本
4. 高木植栽 H=3m以上	15,000円/本
5. 地比類と芝生等保護材（緑化率30%以上）	10,000円/m <sup>2</sup>

### ☆注意【対象となる経費の植栽種別について】

○建築敷地内の駐車場（戸建住宅・共同住宅など）の緑化は、**1・5の2種類だけ**とする。

○建築敷地に含まれない区域内の駐車場（駐車場のみに供されている土地）の緑化は、1～5を対象とする。

※裏面の緑化基準等を参照。



## 緑化基準等について

### 1 建築敷地内の駐車場（戸建住宅・共同住宅など）の緑化

- (1) 緑化助成の対象区域は**駐車場区画内のみ**とし、周辺の緑化施設は助成対象外とする。なお、助成対象の緑化施設面積は5㎡以上とする。
- (2) 助成対象の緑化施設は、「芝又は地被類」、「芝又は地被類と芝生等保護材」の**2種類**だけとする。
- (3) 駐車場1区画当りの整備面積は、次の表のとおりとする。

緑化施設	1区画当りの整備面積基準
芝又は地被類	1.5㎡以上
芝又は地被類と芝生等保護材	5㎡以上

### 2 建築敷地に含まれない区域内的の駐車場（駐車場のみに供されている土地）の緑化

- (1) 緑化助成の対象区域は、駐車場区画内及び当該駐車場と一体となっている周辺の緑化施設の区域とする。なお、助成対象の緑化施設面積は5㎡以上とする。
- (2) 助成対象の緑化施設は、次の表のとおり5種類とする。

緑化施設	寸法等
芝または地被類	客土共
低木	H=1.0m未満、客土共
中木	H=1.0m以上～3.0m未満、客土・支柱共
高木	H=3.0m以上、客土・支柱共
芝または地被類と芝生等保護材	緑化率30%以上、路盤共

- (3) 「芝又は地被類」、「芝又は地被類と芝生等保護材」の緑化施設を整備する場合、駐車場1区画当りの整備面積は、次の表のとおりとする。

緑化施設	1区画当りの整備面積基準
芝又は地被類	1.5㎡以上
芝又は地被類と芝生等保護材	5㎡以上

### 3 各緑化施設の緑化基準

緑化施設	緑化基準
芝又は地被類	芝 50%張り以上、 地被類 30鉢/㎡以上
芝又は地被類と芝生等保護材	芝生等保護材の緑化率 30%以上
低木（H=1.0m未満）	3本/㎡以上
中木（H=1.0m以上～3.0m未満）	—
高木（H=3.0m以上）	—